

# 第4次館山市総合計画策定方針

## 1. 策定の趣旨

本市では、平成13年度からの15年間を計画期間とする「第3次館山市総合計画」に基づき、『輝く人・美しい自然 元気なまち館山』を将来像としたまちづくりを進めてきました。

その間、地方分権の進展や急速な少子・高齢化と人口減少、グローバル経済下での景気低迷、また、平成23年3月の東日本大震災発生による安全・安心への関心の高まりなど、社会経済情勢は大きく変化しました。

こうした状況の中、さまざまな課題を乗り越え、本市が将来にわたって持続可能なまちづくりを行っていくためには、長期的な視点に立ち、これまで以上に重点的・効率的な行政運営が必要とされます。

そこで、平成27年度をもって終了する現総合計画に代わり、平成28年度から平成37年度までの10年間を展望した新たな「第4次館山市総合計画」（以下、「新総合計画」という。）を策定します。



## 2. 基本構想の位置付け

新総合計画を構成することとなる「基本構想」については、平成23年の地方自治法の改正により、策定を義務付ける規定が廃止され、法的位置付けがなくなりましたが、市民とともに、どのようなまちづくりを進めていくのか、市の目指すべき将来像を示す「まちづくりの指針」として、また、一体性をもった計画的な市政の運営及び推進のための重要な指針として、これまで同様、市の最上位の方針として位置付けるものです。

### 3. 策定の視点

新総合計画は、次の基本的な視点に基づき策定します。

#### (1) 社会経済情勢に即した計画づくり

社会・経済・財政状況等、本市を取り巻く環境を十分に分析・検討し、課題を適切に認識した上で、今後の動向にも考慮した計画を策定します。

#### (2) 現総合計画の評価・総括を踏まえた計画づくり

現総合計画について十分な検証を行い、市の施策の現状・達成度・課題を明確化するとともに、その評価・総括結果を新総合計画づくりにも反映します。

#### (3) 広範な市民の意見を反映させた計画づくり

策定にあたっては、策定過程の透明性を確保するとともに、総合計画審議会への公募委員の起用や、市民意識調査、各種懇談会など、様々な形で市民の意見・意向を把握し、計画に取り入れます。

#### (4) 市の特性を活かした計画づくり

美しい自然、郷土の文化・歴史をはじめとした地域の資源や特性を多角的に分析し、本市の可能性を最大限に活かした戦略的な計画を策定します。

#### (5) 実効性を重視した計画づくり

厳しい財政状況を踏まえ、計画に盛り込むべき施策については、選択と集中を図るとともに、予算・行政評価と連動した実効性の高い計画とします。また、分野をまたがる政策課題については、横断的な連携のもと実施し、相乗効果を高めるなど、効率的・効果的な計画とします。

#### (6) 市民が共有できる計画づくり

「まちづくりの指針」として、市民・団体・企業・行政等が共有し、共に実践していけるような、わかりやすく、親しみやすい計画を策定します。



## 4. 構成及び期間

### (1) 構成

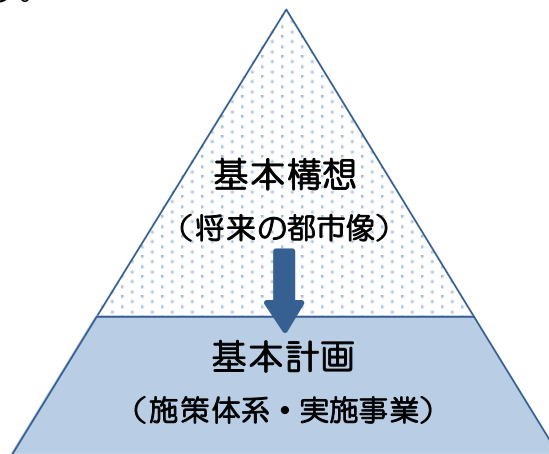
新総合計画は、平成37年度を目標年度とする「基本構想」及び「基本計画」から構成するものとします。

#### ① 基本構想

長期的な視点に立ち、本市のまちづくりの基本理念や、目指すべき将来像など、市政の長期的ビジョンを示すものです。

#### ② 基本計画

基本構想を実現するための各政策分野の具体的な施策・事業を明示し、総合的・体系的にまとめたものです。



### (2) 期間

#### ① 基本構想

10年間（平成28年度～平成37年度）

#### ② 基本計画

前期 5年間（平成28年度～平成32年度）

後期 5年間（平成33年度～平成37年度）

#### ■計画の期間

H28年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
基本構想（10年）									
基本計画・前期（5年）					基本計画・後期（5年）				

## 5. 策定体制

---

新総合計画は、次の体制により策定します。

### (1) 総合計画審議会

様々な行政分野における有識者等で構成する「館山市総合計画審議会」を設置し、市長からの諮問による新総合計画策定に係る重要事項等に関して、総合的かつ専門的な立場から、審議いただきます。

### (2) 市議会

総合計画の策定過程において、適宜情報提供を行うとともに、市議会の議決を経て策定します。

### (3) 庁内体制

#### ① 企画審議委員会

「館山市企画審議委員会規程」に基づき、総合計画を策定する上での重要事項を審議し、総合的な調整を図るため、副市長を委員長、教育長及び部長級の職員を委員として構成します。

#### ② 策定委員会

各部及び教育委員会ごとに、施策内容の立案及び調整を行うため、部課長級の職員で構成し、担当部長等が委員長となります。

#### ③ 策定班

策定委員会の施策内容に係る資料の収集、分析及び素案の作成を行うため、原則として、課等ごとに副課長、係長及びこれらの相当職などで構成します。

ただし、策定委員長が不要と判断した場合は、この限りではありません。

#### ④ 事務局

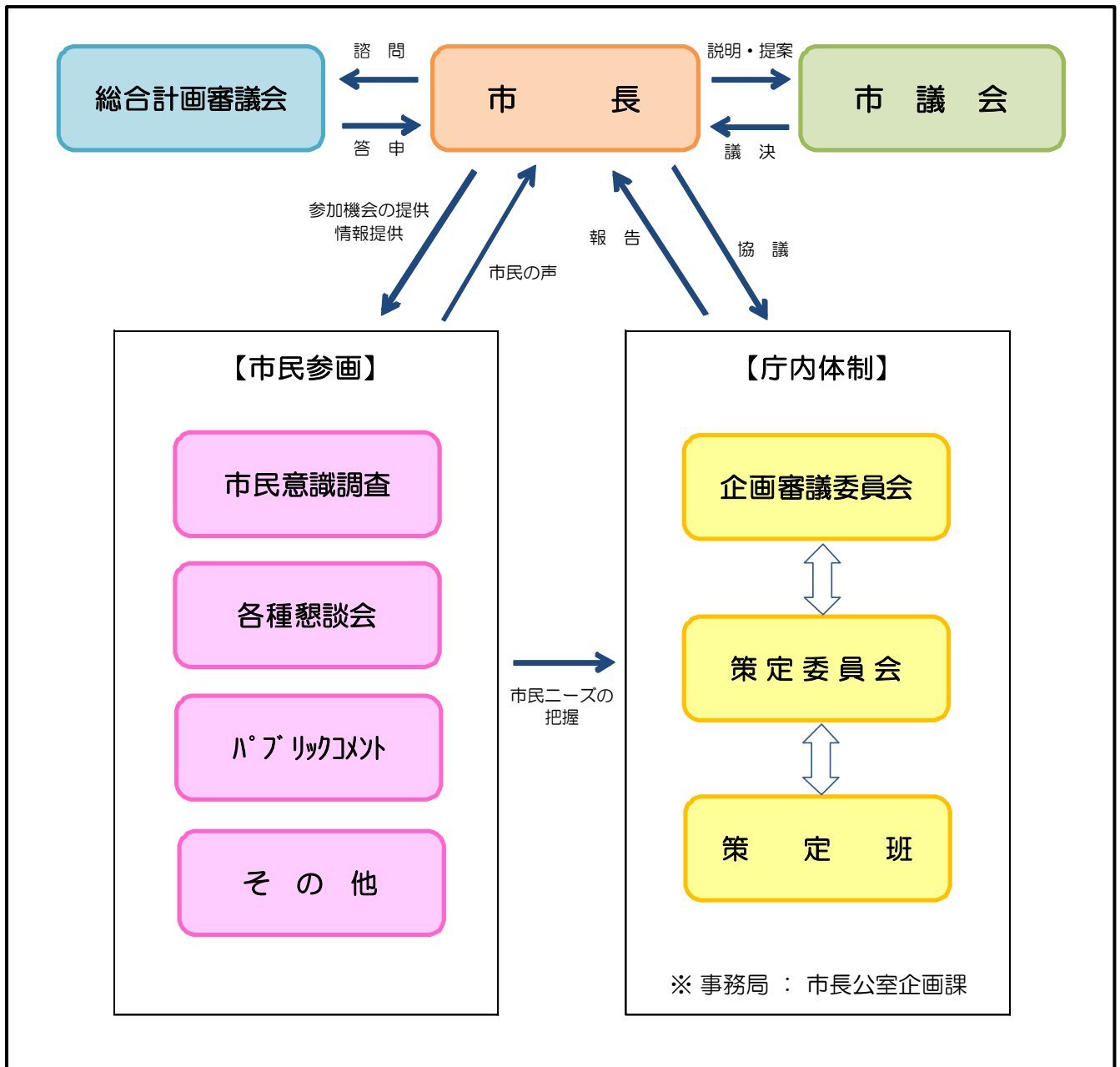
総合計画審議会及び企画審議委員会の事務局は、市長公室企画課内に設置します。

### (4) 市民参画

計画策定にあたっては、広く市民からのニーズを把握し、意見を反映させます。

・市民意識調査    ・各種懇談会    ・パブリックコメント    ・その他

■策定体制イメージ



## 6. 策定スケジュール

---

新総合計画は平成26年度・平成27年度の2か年かけて策定します。

### 主な予定

#### 【平成26年度】

- (1) 基礎調査の実施
- (2) 市長インタビューの実施
- (3) 現行総合計画の検証・総括
- (4) 市民意識調査の実施
- (5) ウェブアンケートの実施
- (6) 職員意識調査の実施
- (7) 総合計画審議会を開催
- (8) 庁内検討会議（企画審議委員会等）を開催
- (9) 基本構想骨子（素案）の検討
- (10) 基本計画素案の検討

#### 【平成27年度】

- (1) 各種懇談会を開催
- (2) 総合計画審議会を開催
- (3) 庁内検討会議（企画審議委員会等）を開催
- (4) 基本計画原案の検討
- (5) パブリックコメント（基本構想・基本計画）の実施
- (6) 新総合計画の策定（市議会議決）

#### 【平成28年度】

新総合計画スタート